

# 報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、橋本  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2388

## 奈良県情報公開審査会の第 181 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 215 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通企画課
- ◎ 対象行政文書：奈良県警察本部長が道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号に係る法令解釈権を〇〇警察署交通課長に委任したことが分かるもの。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：不開示（不存在）決定
  - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ **審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。**
- ◎ 判 断 理 由：

#### ○ 行政文書の不存在について

審査請求人は、「奈良県警察本部長が道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号に係る法令解釈権を〇〇警察署交通課長に委任したことが分かるもの。」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているの

で、以下検討する。  
道路交通法施行令第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号とは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 7 1 条第 3 項第 3 号に規定する幼児用補助装置の使用義務について、日常生活上の世話を行っている幼児を乗車させるときは当該義務が免除される旨定めた規定である。

諮問実施機関は、道路交通法施行令の法令解釈は、当該法令所管庁である警察庁が示すものであり、実施機関は法令解釈権を有するものではなく、配下の各所属長等に対して法令の解釈を委任することはできず、また、そのような規程は存在しないと説明している。

同施行令は、内閣が制定した政令であり、実施機関がその有権的解釈権を有するものではなく、各警察署の所属長に解釈権を委任することは考えられないため、実施機関が本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得することは、通常想定し難い。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

#### 2 事案の経緯

|        |                  |            |          |  |
|--------|------------------|------------|----------|--|
| ① 開示請求 | 平成 26 年          | 3 月 15 日   |          |  |
| ② 決 定  | 平成 26 年          | 3 月 25 日   | 付けで不開示決定 |  |
| ③ 審査請求 | 平成 26 年          | 4 月 12 日   |          |  |
| ④ 諮 問  | 平成 26 年          | 4 月 24 日   |          |  |
| ⑤ 経 過  | 平成 27 年 1 月 18 日 | 第 189 回審査会 | 審議       |  |
|        | 平成 27 年 1 月 16 日 | 第 190 回審査会 | 審議       |  |
|        | 平成 28 年 1 月 13 日 | 第 191 回審査会 | 審議       |  |
|        | 平成 28 年 2 月 23 日 | 第 192 回審査会 | 審議       |  |